商工会議所報
むつ

〒035-0071
むつ市小川町二丁目11－４
むつ商工会議所
電　話 0175-22-2281
ＦＡＸ 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/

下北縦貫道路「むつ南バイパス」九キロメートル整備区間に指定される！

このたび、平成十五年九月二十六日付けで、下北半島縦貫道路の調査区間の内、「むつ南バイパス」九キロメートルが事業着手に向けた予備設計等を進める整備区間に指定されました。

今回の整備区間指定により、すでに整備区間に指定されている事業中の「野辺地・有戸バイパス」十二キロメートル、「有戸北バイパス」六キロメートル、そして「むつ南バイパス」九キロメートルの計二十七キロメートルとなりました。

今日まで、当商工会議所及び下北半島縦貫道路早期実現促進協議会では、市町村で組織する下北半島縦貫道路建設促進期成同盟会と連携しながら、国、県及び国の出先機関等に対し早期完成の陳情を実施して参りました。

今後も、下北半島縦貫道路六十キロメートル全線が早期完成に向けて、関係機関に対して陳情や要望等強力に推進して参りますので会員のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ジャーナリスト　嶌　信彦氏来る！

今日の視点・明日の視点

'03時局講演会　ご案内

ＴＢＳテレビ「ウオッチ！」のコメンテーターなどでお馴染みの、嶌　信彦（しま　のぶひこ）氏をお迎えしての講演会を開催いたします。ぜひともご聴講ください。

●と　き　平成15年11月26日（水）
午後３時～午後４時30分
（開場　午後２時30分）

入場料無料

●ところ　プラザホテルむつ

●テーマ　「これから10年の生き方～人と企業と地域」

●講　師　嶌（しま）　信　彦（のぶひこ）氏

プロフィール

1942年生まれ。都立日比谷高、慶応義塾大学経済学部卒業。
67年毎日新聞社入社。経済部、ワシントン特派員を経て、87年に退社、フリーランスのジャーナリストとなる。
97年までＴＢＳテレビ「プロードキャスター」のコメンテーターを７年間務める。
現在、ＴＢＳテレビ「ウオッチ！」（月曜６時）BS-i「榊原・嶌のグローバルナビ」（土曜８時30分）ＴＢＳラジオ「嶌信彦エネルギッシュトーク」（日曜23時）「ニュースズームアップ」（水曜７時）のレギュラーほか、多数出演。
白鴎大学経済学部教授、法政大学法学部講師

＊詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

＜連絡先＞　むつ商工会議所　振興課　ＴＥＬ22-2282　ＦＡＸ22-0167

風にも負けず、雨にも負けず、大盛況の２日間

第６回　産業まつり

十月四・五日の二日間
むつ市民体育館

今年で６回目を迎えた「産業まつり」。今回は単独開催（例年「みんなの消費生活展」と同日開催）のため、来場者の減少が懸念されましたが、約八千人のご来場を頂き、大盛況の二日間でした。

強風でテントが倒れたり、初日のお昼には雨に降られるなど、主催者泣かせの天候でしたが、街頭看板や新聞折込みチラシなどの広告宣伝、体育館ステージを有効に使ったイベント企画の成果が、来場者数に顕著に表れた結果となりました。

終わりに、二日間にわたりご出店頂いた企業各位に心から感謝申しあげます。

大抽選会での八戸実行委員長

鷹架会頭が主催者を代表して挨拶

熱気あふれる会場風景

毎年恒例、長蛇の列「かさまい鍋」

トークも楽しい「ダーク広和」マジックショー

今秋ＣＤデビュー、「渋谷幸平」津軽三味線ライブ

日本商工会議所派遣専門講師を招きセミナーを開催

10月17日（金）「電子入札と電子証明書の知識」及び「ＩＴ活用」セミナーを受講者30名が参加し、むつグリーンホテルに於いて開催した。

このセミナーは、当商工会議所国際情報化委員会が主催（社）むつ法人会田名部支部・大湊支部の共催により行われたもので、日本政府のe-Japan戦略に基づき2003年から電子政府・電子自治体がスターとすることに伴い、今後各種行政手続きがインターネットを利用した手続きになるため、電子認証に関する知識及びＩＴの活用について各専門講師から説明を受けた。今後は、公共工事の電子入札もすでに導入されていることから入札システム体験研修会等も開催したいと考えている。

経営講習会を開催

当商工会議所７業種部会は、去る10月21日に経営講習会を開催いたしました。

講師に、（株）ＪＡＬウェイズのＢ７４７運航乗員部長である村松哲太郎氏を迎え、「現役機長が、部下の教育方法のすべてを話します」というテーマで講演をいただきました。開会と同時に、世界各国での航空機事故の模様のビデオが上映されるという、通常とは違った雰囲気の中ではじまり、その中で村松氏は、部下の資質を高めるためには出来の悪い上司を演じる必要性もあるとのお話に参加者の多数の方が共感されておりました。

当商工会議所では、これからも様々な講演会・講習会を企画しておりますので、ご案内の際には、多数のご参加をいただきたいと存じます。

平成17年３月新規大学等卒業者対象

平成16年度 青森県産業懇談会 青森県会社合同説明会（就職ガイダンス）のご案内

◇主　　催　青森県雇用対策協議会・青森県商工会議所連合会

◇開催方法

１）全会場とも開会後、個別ガイダンス
（午後１時～午後５時）

２）各企業にテーブル及び会社名入りの
看板を準備します。

◇開催日程

区　分	青森産業懇談会		青森県合同会社説明会	
地　区	期　　日	場　　所	期　　日	場　　所
仙台会場	平成16年２月24日（火）	仙台サンプラザ	平成16年４月14日（水）	仙台サンプラザ
東京会場	平成16年２月25日（水）	中野サンプラザ	平成16年４月15日（木）	中野サンプラザ
札幌会場	平成16年３月12日（金）	ホテルポールスター札幌	－	―
弘前会場	平成16年３月16日（火）	ホテルニューキャッスル	平成16年５月10日（月）	ホテルニューキャッスル
青森会場	平成16年３月17日（水）	ホテル青森	平成16年５月11日（火）	ホテル青森
八戸会場	平成16年３月18日（木）	八戸グランドホテル	平成16年５月12日（水）	八戸グランドホテル

＊時間は全会場午後１時～午後５時です。

◇募集企業数　　60社

◇参加負担金　　１社　220,000円

＊「就職ガイダンス」運営にかかわる共通経費の負担ですので、参加会場数にかかわらず一律のご負担となります。また、各会場参加のための担当者旅費等は各企業でのご負担となります。

◇周知方法

１）県内出身者及び県内の大学３年生短大１年生等にチラシを配布。

２）平成16年１月発行の「青森県企業紹介（ガイドブック）」を希望学生に送付。
＊本ガイダンスに参加される企業を対象にガイドブックを作成します。

３）県内外の大学、短大等に対しポスター・チラシを配布。

４）県内外ガイダンスを新聞でＰＲ。

５）青森県商工会議所のホームページにおいて告知。

６）県内外の大学等を訪問、ＰＲ。

◇申込方法・申込先

所定の申込用紙がありますので、当所までご連絡ください。（締切：11月14日）

・むつ商工会議所振興課　TEL　２２－２２８２

今年もイルミネーション事業を応援します

商工会議所では、中心市街地区域において、商店街又は地域の活性化を図るために実施するイルミネーション事業に助成します。

「助成対象組織」

商店街振興組合、商店会、その他本事業の目的を達成しようとする５名又は５事業所以上からなる組織

「助成限度額」

１組織に対し40万円以内（総枠120万円以内）

「申請期間」

平成15年10月24日～平成15年11月17日まで

「助成条件」

①イルミネーションの実施期間は１ケ月以上とする

②助成率は商工会議所１／２、当該組織１／２

③助成対象経費

・イルミネーション設置に係わる諸材料
・業者に委託しなければならない取付費用
・区分計算等によって合理的に算出できる水道光熱費
・事業規模に見合った事務消耗品費

「問い合せ等」

対象区域、申請書類、交付方法など、ご不明な点につきましては振興課２２－２２８２までお問い合わせ下さい。

小規模企業共済 制度改正の概要

（１）共済制度の長期的安定性確保のための共済金額等の変更及び政令事項化等

これまで法律で規定されていた共済金額等について、資産運用環境の変化に即応できるよう政令で規定されることとなりました。

この政令を定めるにあたっては、中小企業政策審議会等の議を経ることが実行上のルールとされていることから、平成15年７月１日に中小企業政策審議会経営安定部会が開催され、本部会において、共済金、解約手当金の額等の水準について総体としての利回り（以下「予定利率」という。）を１％とすることが適当とされ、今回、政令別表にて規定されました。

なお、法施行日前（平成16年３月以前）から加入されている共済契約者の共済金額等は、法施行日前までの期間について改正前の共済金額等が保証されます。

また、予定利率の変更に伴い分割共済金の支給率も変更され、政令で規定されました。変更後の支給率は、10年分割の場合が 26.3／1,000＋α、15年分割の場合が18／1,000＋αと定められました。（αは、経済産業大臣が定める率として、施行までに告示される予定です。）

（２）契約者貸付制度の創設・拡充

経済環境の変化等に起因した、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている小規模企業者の経営の安定化を図るための資金を貸し付ける「緊急経営安定貸付制度（仮称）」が新たに創設されます。

また、同時に既存の「一般貸付制度」、「傷病災害時貸付制度」、「創業転業時貸付制度」、「新規事業展開等貸付制度」、「福祉対応貸付制度」についても貸付限度額の引上げや貸付利率の引下げ、貸付要件の緩和などが図られます。

（３）その他

①前納減額金の減額割合の変更

予定利率の変更に伴い、前納減額金の減額割合が 0.3／1,000 となる予定です。

②短期掛金区分にかかる解約手当金算定方法の改善

従来解約手当金の算定対象から除外されていた12 ヶ月未満の掛金区分について、基本となる掛金区分が12 ヶ月以上あれば、解約手当金の算定対象として取り扱うことになりました。

③資産運用に関する基本方針作成の義務づけ及び資産運用責任の明確化

運用目標の明確化を図り、事業団の資産運用についての考え方を明らかにするため、資産運用に関する基本方針の作成が義務づけられたとともに、制度をより安全で効率的に運用するため、事業団役員に対する忠実義務と禁止行為を定めた行為準則が規定されました。

「青森県中小企業セーフティネット資金特別保証融資制度（略称：マルセ）」の一部改正について

県では、県内中小企業の経営の安定と連鎖倒産防止を図るため、本年度も４月から「青森県中小企業セーフティネット資金特別保証融資制度（略称：マルセ）」を実施しています。

このたび、冷夏及び台風14号に起因する農作物災害に伴う売上減少等による資金繰りの状況が懸念されることから、本制度の一部改正を行うことになり、10月27日から実施されます。尚、詳細については指導課へお問い合わせ願います。

１．異常気象災害枠の創設

冷夏及び台風14号に起因する農作物被害に伴う売上減少等により、経営安定に支障を生じている県内中小企業の資金繰りを緩和するため、新たに「異常気象災害枠」を創設。

・資金使途－運転資金　・融資限度額－2,000万円

・融資期間－10年以内（据置期間２年以内）

２．既存枠の融資条件の拡充・緩和

・融資限度額2,000万円→3,000万円

・融資期間　７年以内（据置期間１年以内）→10年以内（据置期間２年以内）

※この融資制度のお申し込みにあたっては、商工会議所または商工会の推薦書が必要です。また、融資の諾否は、取扱金融機関の判断になります。

＜お問い合わせ＞　むつ商工会議所指導課　TEL　２２－２２８３

中小企業を連鎖倒産から守ります！

中小企業倒産防止共済

●制度概要

取引先企業の倒産の影響によって、中小企業者の方が連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度で、中小企業者の方々の経営の安定を図ることを目的としており、「取引先に不測の事態が生じたときの資金手当」をする制度です。毎月一定金額を掛け、万一取引先事業者が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、共済金の貸付けを受けることができます。

●制度の特色

・加入後、６ヶ月以上経過して取引先業者が倒産し、これに伴って売掛金債権等について回収が困難になった場合に共済金貸付が受けられます。
※取引先の倒産の日から、６ヶ月以内に貸付請求をしないと貸付を受けられません。

・最高3,200万円の共済金貸付が受けられます。
※貸付を受けた共済金の1/10に相当する額は、掛金総額から控除され、共済制度を運営する財源に充てられます。

・共済金の貸付は、無担保、無保証人、無利子です。

・一時貸付金制度もご利用できます。
※解約手当金の範囲内で事業資金の貸付けを受けられます。

・税法上の特典も有ります。
※掛金は、全額が損金（法人）、または必要経費（個人）に算入できます。

●加入できる方

引き続き１年以上事業を行っている中小企業者または組合。
（中小企業者の場合、おおむね従業員50人以下、資本金5,000万円以下。業種により、従業員数、資本金等の加入条件が異なります）
※取引先事業者に対する売掛債権等が生じないのが一般的である業種（一般消費者を取引先とする事業者、金融及び不動産賃貸業者など）は通常、貸付の対象とはなりません。

●掛　　金

掛金月額は、5,000円以上80,000円以下（5,000円刻み）

●加入手続き及びお問い合わせ

むつ商工会議所指導課　ＴＥＬ　０１７５－２２－２２８３
＜事業実施団体＞
・中小企業総合事業団　共済相談室　ＴＥＬ　０３－３４３３－７１７１
仙台分室　ＴＥＬ　０２２－２６５－１１６３
（中小企業総合事業団ホームページ　http://www.jasmec.go.jp/）

企業を守る共済制度　**県火災共済の総合火災共済**

○割安な掛金で支払は迅速です。
○剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。

火災・落雷・破裂、爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の臨時費用見舞金がでます。

総合火災共済掛金－契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。（単位：円）

目的＼構造	住宅物件（専用住宅・家財）			一般物件（店舗・事務所等）		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	－	－	－	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	－	－	－	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済（協）まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の**自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度**　○全済団の**自動車共済**（任意保険）

保証の範囲がぐーんとワイドに
青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所
申込・お問い合わせ　むつ商工会議所指導課　TEL22－2283
青森県火災共済（協）　TEL017－777－8111

「年末移動経営金融相談所」開設のご案内

本県経済を支える中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。
これから年末に向けて高まる資金需要に積極的に対応するため開催いたしますので、是非、ご利用ください。

１．日　時　　平成１５年１１月６日（木）
　　午前１０時～午後４時
２．会　場　　むつ商工会議所　２Ｆ　会議室
３．内　容　　各種融資制度の個別指導
４．相談員
　中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、
　商工組合中央金庫、青森県信用保証協会、
　青森県商工政策課、下北地域中小企業支援センター

●準備等の都合上、事前に電話等でご連絡をお願いします。（事業所名、出席者名、来所時間をお知らせください）
　なお、当日ご出席できない場合でも、金融相談は当所指導課にて随時承っておりますので、お気軽にご相談ください。

●お申し込み・お問い合わせ　　むつ商工会議所指導課　TEL 22-2283

平成16年４月から消費税の一部が改正されます

改正消費税講習会＆税務相談

新たに課税事業者になる方は、各種実務・届出書類が発生します。ぜひご参加下さい。

◇◇◇　開催要項　◇◇◇

【講習会】　各日　13：30～15：30　定員100名

期　日	場　所	講習会講師	税務相談講師
①１１月　６日（木）	むつグランドホテル	むつ税務署	税理士　石下雄三氏
②１１月２０日（木）	むつグランドホテル		税理士　菅野　茂氏
③１１月２７日（木）	むつグランドホテル		税理士　畠山省三氏

（上記のいずれかご都合のよろしい日にご参加下さい。）

【税務相談】　上記講習会終了後　15：30～17：00
※各日５名限り、事前の予約制となります。

【内　　容】
①消費税の基本
　▽消費税がかかる取引
　▽消費税がかからない取引
②消費税の実務
　▽消費税の会計処理
　▽消費税税込み経理方式の簡便方法
③事業形態別アドバイス
　▽あなたは課税事業者ですか？
　▽課税事業者の判断のポイント等
④消費税の届出・申告納付
　▽消費税の届出の手続
　▽届出書の記入例等

【申込方法】　事業所名・電話番号・氏名・参加希望日を下記までご連絡下さい
むつ商工会議所指導課　担当：石野
電話番号　２２－２２８３　　ＦＡＸ　２２－０１６７

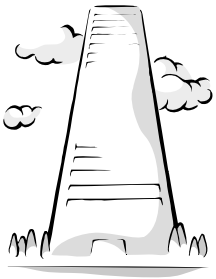

明日のための企業づくり　第五章

前回は、現在の経営状況を把握するためのＳＷＯＴ分析について述べた。皆さんは、挑戦してみましたか？「やってみたが、良く分からない」という方は、一度、当センターに気軽にお出かけください。（一緒に考えましょう！！）

今回は、第二章の「経営戦略立案の手続き」のフロー図を参考にしながらやってみるとわかりやすい（棚の奥から引っ張り出そう！！無い方は「むつＣＣＩ」へ即アクセス）。

ＳＷＯＴ分析を実施すると、当社の置かれている現状が出てくる。そこから、どのようにすれば「主要成功要因（以下ＣＳＦ：クリティカル・サクセス・ファクターと呼ぶ）」を導き出せるかを考えていただきたい。

ちなみに、主要成功要因とは“目的を達成するために重点的に経営資源を投下し、それ相応の努力をしなければクリアできない前提条件”である。

考え方としては、フロー図に示していいる通り「経営目標」と「現状分析」のギャップが経営課題となっており、それを踏まえてＣＳＦ（主要成功要因）を抽出する。

“ＣＳＦを導き出すための６か条”

①「強み」をより強化するには？
②「強み」を発揮できる「機会」は何か？
③「強み」で「機会」に出来るものは何か？「強み」で回避できる「脅威」は何か？
④「弱み」で「機会」を取りこぼさないためには何が必要か？
⑤「弱み」を改善・強くするには？
⑥「脅威」と「弱み」で最悪の事態を招かないために何が必要か？

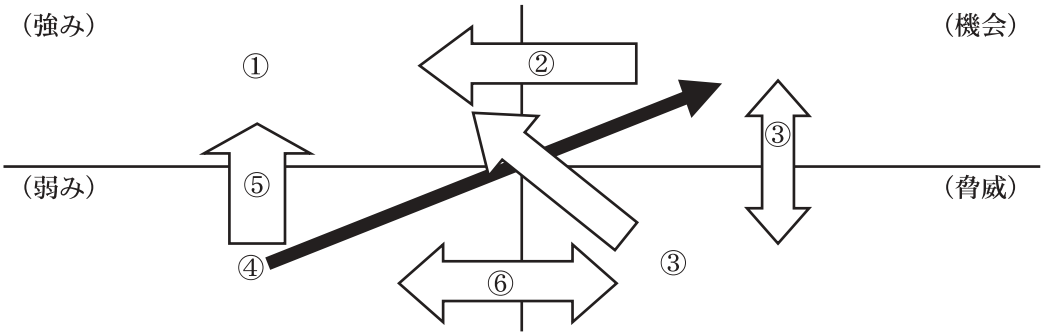

これがでてくると、方向性が浮き出てくる。次回は、ＣＳＦの有効性を確かめるためにビジネスモデルについて触れたい。

～つづく～　記：山本

経営革新を応援します！！　提供：下北地域中小企業支援センター

商工会議所共済制度
秋の全国特別キャンペーン　ご案内

保障内容が更にパワーアップした 終身医療保険1095 が誕生しました。
ただ今、全国の商工会議所と連携し、加入促進キャンペーンを実施中です。期間中、会議所職員とアクサ生命保険推進委員がお伺いいたしますので、その際にはぜひともご加入のご検討を賜りますようよろしくお願いいたします。

キャンペーン期間
10月１日～11月30日
＊制度の内容の詳細につきましては、同封のパンフレットをご覧ください。

新発売
終身医療保険(03)
終身医療保険 1095（いちまるきゅうごう）

会議所共済に関するお問い合わせ
●むつ商工会議所／振興課
TEL　22-2282
●アクサ生命保険(株)十和田営業所
TEL　0176-22-7504

LookLook（ルック ルック）会員さん

No.37　長牛塗装店

当事業所では、建築塗装・防水工事作業の技術士が揃っております。安心して屋根・外壁・防水の塗り替えをお任せください。従業員一同　真心込めて工事させていただきます。

次は、フジイ塗装さんにバトンタッチです。

私からも一言

外壁・ベランダ等の水濡れはありませんか？
一度、気軽に声をかけてください。

従業員 長 牛　明 さん

長牛塗装店
代　表　　長牛孝司
むつ市桜木町15－９
TEL29-1310 FAX 29-2570

金融便り

国民生活金融公庫 貸付利率

◎ 普通貸付

基準利率　年 1.65％

（使い道、返済期間によって利率が異なります。）

平成15年10月10日実行分から

◎ 小企業等経営改善貸付

（無担保・無保証人㊎制度）

年 1.35％

平成15年10月10日実行分から

◎ 国の教育ローン

年 1.50％

平成15年10月10日実行分から

平成15年10月29日現在

商工会議所新会員の紹介

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
１	森川興業	森川石包	上川町５－36	建設業
２	ローソンむつ仲町店	石澤　信	仲町118－３	小売業
３	（株）むぎさわホーム	麦澤　進	金谷１－17－20	建設業
４	スナックきんたろう	坪　久美子	田名部町２－17	飲食店
５	（有）むつクリーン	白川孝行	金谷２－23－６	飲食店
６	ＳＴ－Ｐｒｏ（エスティプロ）	佐々木光生	荒川町31－11	サービス業

むつCCIガイド　平成15年11月イベントカレンダー

期日	内容	会場	お問い合せ・お申込
１１月　１日（土）	「倒産」絶対回避の創業講座　講座Ⅱ	プラザホテルむつ	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月　６日（木）	改正消費税講演会＆税務相談（３回目）	むつグランドホテル	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月　６日（木）	年末移動経営金融相談所	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月　８日（土） ９日（日）	パソコン寺子屋 （ステップアップ・センスアップ　ホームページ）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月１３日（木） １４日（金）	パソコン寺子屋 （楽々　パソコン会計）	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月１５日（土）	「倒産」絶対回避の創業講座　講座Ⅲ	プラザホテルむつ	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月１６日（日）	簿記検定（１級～４級）（申込み終了）	むつ商工会議所	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１１月２０日（木）	改正消費税講演会＆税務相談（４回目）	むつグランドホテル	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月２０日（木）	パソコン寺子屋 （はじめてのWord（ワード））	むつ商工会議所	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月２６日（水）	‘03時局講演会	プラザホテルむつ	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２
１１月２７日（木）	改正消費税講演会＆税務相談（５回目）	むつグランドホテル	指導課 ＴＥＬ２２－２２８３
１１月１２日（水） （申込締切日）	ワープロ検定３級 試験日：１２月１３日（土）	未　定	振興課 ＴＥＬ２２－２２８２